

公 示 書

土佐国道事務所において、自動販売機による飲料水の販売営業を希望する者の公募を、次のとおり公示します。

平成24年 1月23日

四国地方整備局
土佐国道事務所長 三保木 悦幸

1. 対象業者

土佐国道事務所において自動販売機による飲料水の販売営業を希望する者
(1 営業業者)

2. 対象施設の概要

施設名 土佐国道事務所
所在地 高知市江陽町2番2号
自動販売機の設置台数 2台 (事務所庁舎4階)
職員数 約80人

施設名 土佐国道事務所江陽町宿舎
所在地 高知市江陽町2番7号
自動販売機の設置台数 1台 (宿舎1階)
寮生 約10人

施設名 土佐国道事務所高知国道維持出張所
所在地 高知市朝倉字南針木戊1363番1号
自動販売機の設置台数 1台 (出張所庁舎1階)
職員数 約10人

3. 応募者の条件等

- ①申請事業者には、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定を準用する。
- ②申請業者は、国税及び地方税を完納していること。
- ③申請事業者は、下記4の説明会に参加した者であること。
- ④申請事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者ではないこと。

4. 説明会の開催

応募のための申請方法、営業施設の概要及び営業にあたっての条件等についての説明会を下記のとおり行います。

①日時 平成24年 2月 6日(月)

受付 13:30~14:00

説明 14:00~15:00

②場所 土佐国道事務所 会議室

③説明会参加申し込み

説明会に参加を希望する者は、2月 2日(木)までに「11.照会先」へ電話にて申し込んで下さい。(受付時間:土・日曜日,祝日を除く9時~17時)

④その他 ・当日は、申請書等の配布及び施設の概要等に関する説明を行います。
・会場の都合により、参加者は1事業者2名以内とします。

5. 営業の条件等

別紙のとおり

6. 提出書類

1) 土佐国道事務所自動販売機による飲料水の販売営業申請書

2) 添付書類

①会社等概要

②過去3年間の信用失墜行為の有無

③店舗別営業開始日一覧表

④過去3年分の保健所の指導事項及び改善措置状況

⑤経営規模等調査票

⑥過去3年分の法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その1)

⑦法人の場合…商業登記簿謄本

個人の場合…身分証明書(市町村発行)及び登記されていないことの証明書(法務局発行)

⑧直近3年分の決算書

法人の場合…貸借対照表、損益計算書、利益処分書

個人の場合…決算等財産状況が確認できる書類

⑨提案書(A4版「片面」、10枚以内)

7. 営業申請書受付

期 間 平成24年 2月13日(月)~平成24年 2月17日(金)

受付時間 土・日曜日,祝日を除く9:00~17:00

場 所 土佐国道事務所 総務課 総務係

*郵送による場合は、平成24年 2月17日(金)必着の書留郵便に限ります。

8. 営業業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査のうえ、営業業者を決定します。

9. 営業に関する契約

営業期間は平成24年4月1日から原則5年間（準備期間を含む）ですが、詳細については別途営業に関する契約を締結します。

10. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業業者に決定されたときには、四国地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払って頂くこととなります。

使用許可期間は、初年度は平成24年4月1日から平成25年3月31日までとします。但し、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度ごとに更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられます。

11. 照会先

高知市江陽町2番2号

四国地方整備局土佐国道事務所 総務課 総務係

T E L 088-884-0359

営業条件（自動販売機による飲料水の販売）

項目	営業条件
施設の目的	土佐国道事務所の職員及び関係者来庁時等の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成24年 4月 1日
営業日	年中無休で24時間営業とする。
販売品目及び価格	提案を基本とするが、販売商品の多様化をはかること。
自動販売機の機能等	自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
機械の管理	自動販売機は、営業業者が用意し管理すること。 機械を固定するなどの安全管理の措置を講じること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品の詰め替えは、営業業者において行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の庁舎外搬出等は、営業業者において行うこと。
国有財産使用許可期間	初年度は平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日までとする。 ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度ごとに更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けらる。
国有財産使用料	初年度の使用料は平成24年3月頃決定する予定である。概ね¥783円/月・㎡を予定している。使用料は原則として年1回の納付とする。(回収ボックスも含め、占有面積について実測し、小数点以下第3位を切り捨てる。) なお、国有財産使用許可書に基づき、地価変動等により使用料を改定する場合がある。
光熱水料	施設経営に要する光熱水料は営業業者の負担とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、営業業者において全責任を負うものとする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業業者が行うものとする。
庁舎への出入り等	庁舎管理規定等に従うものとする。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

①自動販売機による飲料水の販売営業は職員及び関係者来庁時等の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用をしないこと。
②営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③自動販売機による飲料水の販売営業において得た権利等の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
④営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び関係者来庁時等の利用しやすいものにする。
⑤従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は営業業者の責任において行うこと。
⑥国有財産使用許可の期間は年度ごとに更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新ができるものとする。 許可期間満了又は許可の取消があった場合は、速やかに自らの負担において施設等の現状回復を行うこと。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合、その他許可者が特に承認したときは、この限りではない。
⑦使用を許可された物件については、善良なる管理者の注意義務で管理し、維持保全のために通常必要とする修繕費及びその他の経費については許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
⑧使用を許可された物件について、修繕・模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
⑨営業業者が許可条件に違反したとき又は国において使用を許可した物件を必要とするときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。
⑩許可を取消された場合は、使用を許可された物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。
⑪維持使用についての実地調査及び所要の報告を求められた場合はそれに応じること。
⑫営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。